

5) 講義資料

厚生労働省
ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年度 母子保健指導者養成研修事業
母子保健対策と子育て世代包括支援センターに関する研修

母子保健行政の動向

子ども家庭局母子保健課




本日のトピックス

- 1.母子保健行政の動向
- 2.母子保健対策関係予算の概要
- 3.主な母子保健事業

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業
- 産前・産後サポート事業



1.母子保健行政の動向

2.母子保健対策関係予算の概要

3.主な母子保健事業

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業
- 産前・産後サポート事業



我が国の母子保健行政のあゆみ①

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定
 1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定
 1938年 厚生省(現、厚生労働省)設置
 1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定
 1942年 妊産婦手帳制度(現、母子健康手帳)の開始
 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定
 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行
 1965年 **母子保健法制定** (児童福祉法から独立)・施行(1966年)
 ~ **児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ~**
 ○ 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
 ○ 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
 ○ 先天性代謝異常等検査事業の実施・充実
 ○ 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
 ○ 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底

我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
 ○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化
 1994年 「エンゼルプラン」の策定
母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)
 1999年 「新エンゼルプラン」の策定
 2000年 「健やか親子21」(2001~2010年)の策定
 2004年 不妊治療への助成事業の創設
 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
 2009年 「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする
 次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するため計画期間をそろえた
 子ども・子育て支援法の制定
 (背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に
 ○晚婚化・晚産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化
 2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015~2024年度)の策定
 子ども・子育て支援法の施行
 (背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に
 2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)
 ※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
 ※母子健康包括支援センターの全国展開
 2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)
 2019年 母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化(令和3年4月1日施行)

妊産婦死亡率・乳児死亡率の推移

○ 日本の妊産婦死亡率・乳児死亡率は、戦後急速に改善し、世界有数の低率国となっている。

国名	妊産婦死亡率	年(※)
米国	31.3	2017
英国	6.6	2016
スウェーデン	3.5	2017
仏	4.4	2016
独	2.8	2017
日本	3.4	2019
スイス	3.4	2016

国名	乳児死亡率	年(※)
米国	5.7	2018
英國	3.9	2018
スイス	3.3	2018
仏	3.6	2018
独	3.2	2018
スウェーデン	2.0	2018
日本	1.9	2019

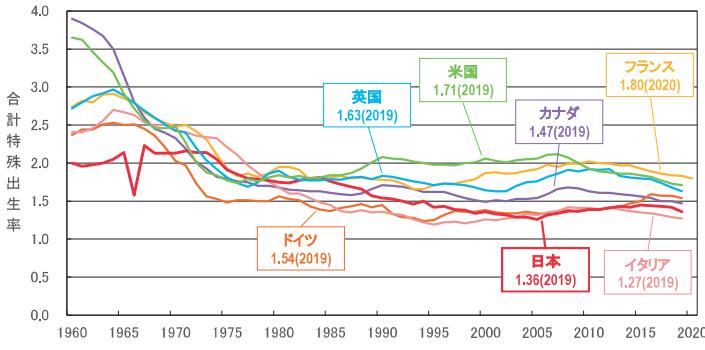


(※1)妊産婦死亡率 = 1年間の妊娠死または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 100,000
 (※2)乳児死亡率 = 1年間の生後1歳未満の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 1,000

G7諸国の合計特殊出生率の推移

- 日本の出生率は、1970年代以降低下を続けてきたが、2005年に1.26で底を打ち、近年はやや改善傾向。
- G7諸国の中、イタリアの出生率は、日本を下回っている。

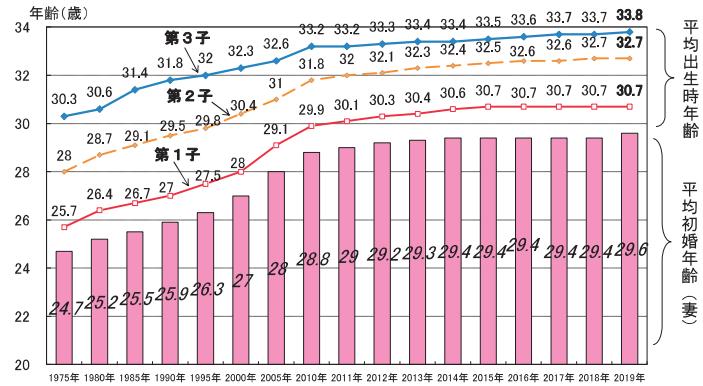
全体として、1990年頃からは、出生率が回復する国もみられるようになってきている。



資料：OECD, Stat Family Database

平均初婚年齢・平均出生時年齢の推移

- 晩婚化に伴い子どもを産む母の平均年齢は上昇傾向にある。

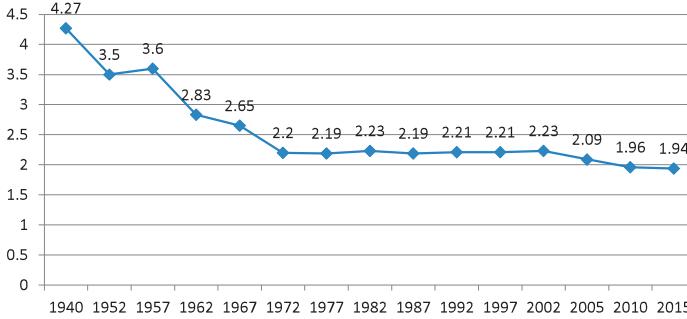


資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

夫婦の完結出生児数の推移

- 結婚した夫婦からの出生児数は減少傾向にある。

(人)



(注) 完結出生児数：結婚持続期間(結婚からの経過期間)15~19年夫婦の平均出生子どもの数であり、夫婦の最終的な平均出生子どもの数

(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所:「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊娠婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児…1歳に満たない者

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊娠婦等に対して、妊娠、出産又は育児に關し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを奨励しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

市町村は、妊娠6ヶ月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならぬ。

・上のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健診券を貰い、又は健康診査を受けることを奨励しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、未熟児に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村は、妊娠検査の結果に基づき、妊娠婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを奨励するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない母性及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、産業に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない母性及び乳児につき、産後ケア事業を行う施設を設けなければならない。

令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

8. 妊育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、妊娠医療の給付を行い、又はこれに代えて妊娠医療に要する費用を支拂うことができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

成育基本法の概要

※「成育過程における者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)
※ 平成30(2018)年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その自身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に關する法律を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程における者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本的立場
 - 成育過程における者の心身の健やかな成育が図られるることを保障する権利の尊重
 - ・多様化・高度化する成育過程における者の需要に的確に対応した成育過程における者とその保護者等の責務を明確化
 - ・居住する地域・法人の立場から科学的の知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程における者に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況に合わせて安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表(毎年1回)
 - 都道府県の医療計画その地域で定める計画の作成の際の成育医療等への協調義務(努力義務)

施行日

公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程における者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い分野分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程における者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- (1) 成育過程における者及び妊娠婦に対する医療
 - ①妊娠期間中の医療体制 ▶合併症初期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確立 等
 - ②小児医療等の体制 ▶多くの地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
 - ③その他の成育過程における者に対する専門的な医療機関 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等
- (2) 成育過程における者に対する保健
 - ▶妊娠期間中の保健指導
 - ▶産後ケア事業に係る保健指導
 - ②乳幼児期における保健施設 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚健診や口腔保健等の定期検査見直し及び体制的整備 等
 - ④学齢前及び思春期における保健施設 ▶生涯の健づくりに資する免費・医療生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
 - ⑤生後1ヶ月の健診 ▶医療的アドバイス等について各開拓分野が共通の理学的基づき協調する包括的な支援体制の構築 等
 - ⑥子育てや子育てをめざす家庭への支援 ▶地域社会全般で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等
- (3) 教育及び普及啓発
 - ①学年別及人生段階別 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的・心理的・精神的・社会的背景からのお推進 等
 - ②普及啓発 ▶「健やか新子2.1(第2次)」を活用した子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
 - ①予防接種・乳幼児定期健診、学年ごとの成育医療等に関する記録の整備、管理・活用に関する体制等
 - ②成育過程における者等の成育医療等に関する記録の収集、整理、データベース等の運営のための基盤技術の開発等
- (5) 調査研究
 - ▶成育医療等の状況や特徴的課題等を調査し、其の結果を活用するための研究開発等による、政策実現に向けた検討等
 - ④調査研究等における施設の整備 ▶災害時に医療資源を確保するための施設の整備等
 - ⑤組織及び連携による施設の整備 ▶必要な施設の整備等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等
 - ▶各種施設に関する各地域の優良事例を通じた各地域の施設の向上 等

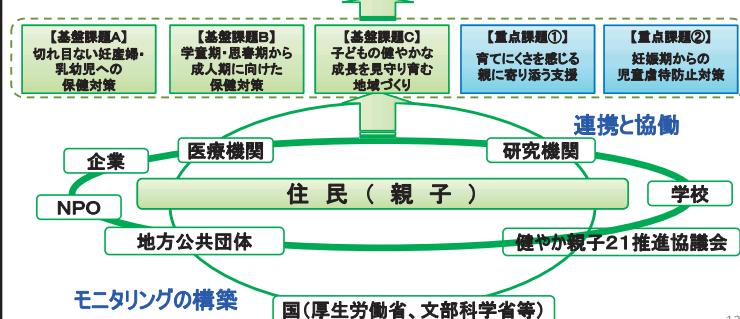
その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体等、施策の進捗状況や実施体制等

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



「健やか親子21（第2次）」のスケジュール

年度	2015 (H27)	…	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
健やか 親子21	第2次 開始		中間評価		成育医療等基本方針 確定	成育医療等基本方針 踏まえた 健やか親子21(第2次)開始
成育 基本法			施行		成育医療等基本方針 閣議決定	基本方針 見直し
国			母子保健調査等の実施(指標のモニタリング)		・成育過程にある者等の状況及び施策の実施状況の公表(年1回) ・成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況の実施状況の評価(適時)	
			・中間評価に向けた検査実施 ・課題の整理	検討会開催	・健やか親子21(第2次)指標の 評価 ・成育医療等基本方針を踏まえた 指標の設定	
地方公共 団体					地域格差縮小のため、地域の実情に応じた母子保健計画の策定・推進・評価を実施	最終評価
推進本部 (旧推進 協議会)					総会(年間)1回程度、取組の共有・方針の決定)、幹事会(年間3回程度)の開催	
応援 メンバー			・団体同士の連携した取組推進に向けた体制の強化 ・取組の共通テーマを検討		中間評価で明らかとなった課題の解決に向けた取組の推進を図る	
普及 啓発					「健やか親子21」の趣旨に賛同する自治体・企業・団体等が参画し、その趣旨に沿った活動の推進に努める	
					ホームページの運用強化 ・マタニティマークの管理・健康寿命をのばそう！アワード、全国大会等の開催 ・普及啓発に関する検討	13

10年後に目指す姿

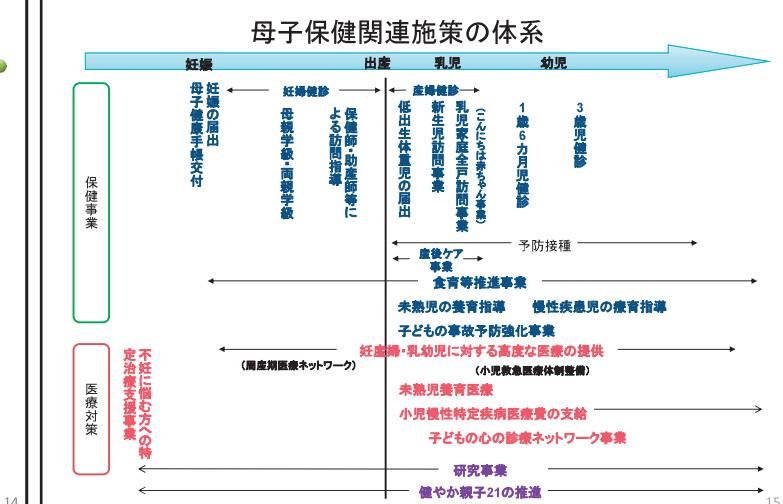
「すべての子どもが健やかに育つ社会」

<2つの方向性>

- ①日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられる
生命が守られるという地域間での健康格差の解消が必要であるということ。
- ②疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した
母子保健サービスを展開することが重要であるということ。

子どもの健やかな発育のためにには、子どもへの支援に限らず、親がその役割を発揮できるよう親への支援をはじめ、地域や学校、企業といった親子を取り巻く温かな環境の形成や、ソーシャル・キャピタルの醸成が求められる。

また、このような親子を取り巻く支援に限らず、当事者が主体となった取組(ピアサポート等)の形成も求められる。



令和3年度母子保健対策関係予算の概要

(令和2年度予算) (令和3年度予算(3次補正含む))
28,908百万円 → 58,792百万円
(うち3次補正 41,742百万円)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進	23,955百万円 → 12,105百万円
(1) 子育て世代包括支援センターの設置促進等【一部新規】	4,788百万円 → 6,211百万円
① 妊娠から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、心理臨職)を配置するため単価を回収する。	
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用料支拂業(内閣府予算に計上)を活用して実施。	
② 母子保健法の改正により法的に位置付けられた「産後ケア事業」について、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)を踏まえ、全國医療機関に実施箇所の増加を図り、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を進める。	
その際、市町村間での共同実施の支援や施設整備に必要な費用を支拂する等により、さらなる設置促進を図る。	
※ 産後ケア事業を行う施設の登録については、市町村に提出する介助券等の支援の拡充。	
③ 家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進するとともに、以下の拡充を行う。	
・ 育児等の負担が大きく孤立し、やすい多胎家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援の実施に加え、多胎妊娠や多胎家庭のもとへ育児サポートを派遣し、産前・産後における日常の育児に囲む介助券等の支援の拡充。	
・ 妊娠・出産・子育てに悩む父親へのアサポートや相談支援等を創設	
(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業	1,563百万円 → 1,524百万円
生涯を通じた女性の健康の保持支援等をすることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」、「若年妊娠等支援事業」を実施。	
このうえ、「健育教育事業」において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や、伝えるべき事項等の研修を行なう。	
また、「女性健康支援センター事業」において、妊娠等への出生前検査(NIFTY等)に係る相談支援体制の整備として、疑問や不安に対する相談支援の実施、子の出生における生活のイメージを持っていただくために、障害福祉関係機関等との連携や、相談支援員の研修に係る補助を創設する。	

1.母子保健行政の動向

2.母子保健対策関係予算の概要

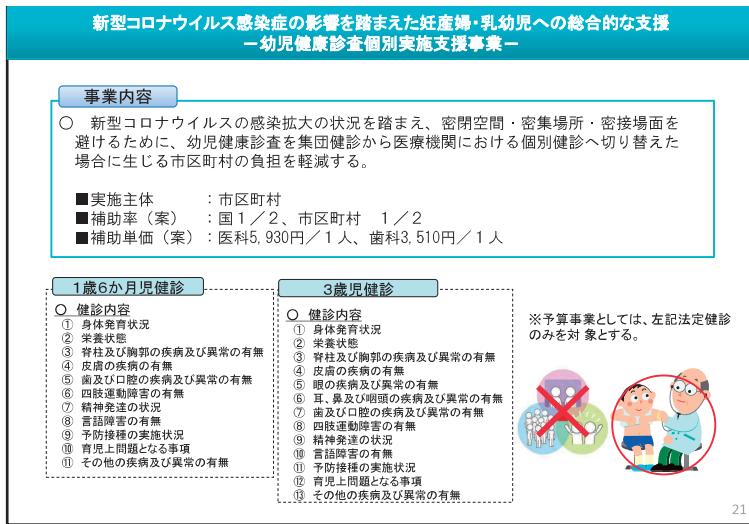
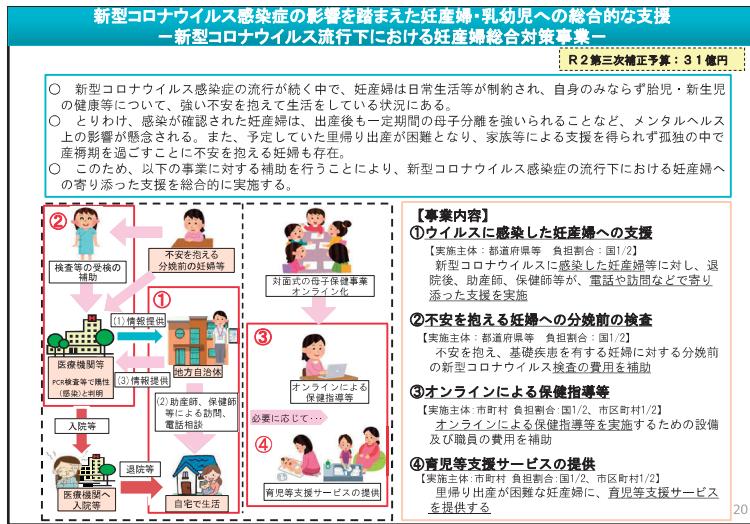
3.主な母子保健事業

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業
- 産前・産後サポート事業



<p>(3) 不妊症・不育症への支援【新規】</p> <p>不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、保険適用までの間、大幅な助成を行うとともに、不妊症・不育症への総合的な支援を行う。研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。</p> <p>不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。</p> <p>不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るために、産婦人科・児童相談所等、医療機関等による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ビデオレッスン等の研修会を実施する。</p> <p>(参考)【令和2年度3次補正予算】 ○不妊症への助成 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得控除の限度、助成額の助成(現行1回15万円(初回のみ30万円)のところ、1回30万円とする)等を行なう。</p>	1,830百万円(一部再編)
<p>(4) 産婦健康診査事業</p> <p>退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。</p> <p>・産婦健康診査事業</p>	1,826百万円 → 1,826百万円
<p>(5) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業【新規】</p> <p>多胎妊娠の妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊娠の負担軽減を図る。</p>	0百万円 → 98百万円
<p>(6) 新生児聴覚検査の体制整備事業</p> <p>聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。</p>	438百万円 → 438百万円
<p>(7) 防予のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業【拡充・一部新規】</p> <p>予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向けて、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、開催期間による連絡部署を、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証結果を踏まえた政策提言を行うための協議会の開催等による支援を実施する。</p> <p>・予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向けて、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、開催期間による連絡部署を、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証結果を踏まえた政策提言を行うための協議会の開催等による支援を実施する。</p> <p>(8) 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築するための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。</p>	124百万円 → 123百万円
<p>(9) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。</p>	34百万円 → 34百万円
<p>(10) その他新型コロナウイルスへの対応</p> <p>(参考)【令和2年度3次補正予算】 ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等や、健康診査を受診しづらい状況にある乳児への支援を行なう。 ○産後ケア事業等を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とし、市区町村が施設へ配布するマスクや消毒液等の一括入りや、施設の来訪に必要な経費等に対する補助を行う。</p>	4,620百万円

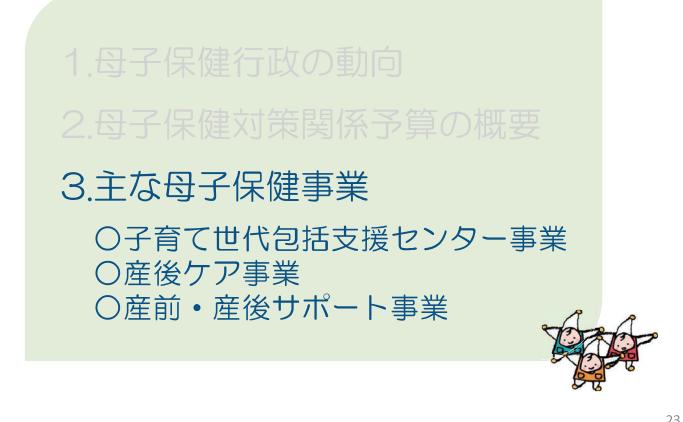
19



21

<p>2 未熟児養育医療等</p> <p>身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の营养を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。</p>	3,643百万円 → 3,703百万円
<p>3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業) 765百万円 → 770百万円</p> <p>生涯にわたる健康的な成長をなす妊娠期・小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により複雑化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。</p>	
<p>4 成育基本法に基づく取組の推進</p> <p>令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子2.1(第2次)」による母子保健分野の取組に加え、医療・教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にあたる当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。</p>	20百万円 → 34百万円
<p>5 旧優生保護一時金の支給等</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続等に係る周知及び相談支援を行う。</p>	524百万円 → 386百万円
<p>6 その他</p> <p>上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。</p>	91百万円 → 48百万円

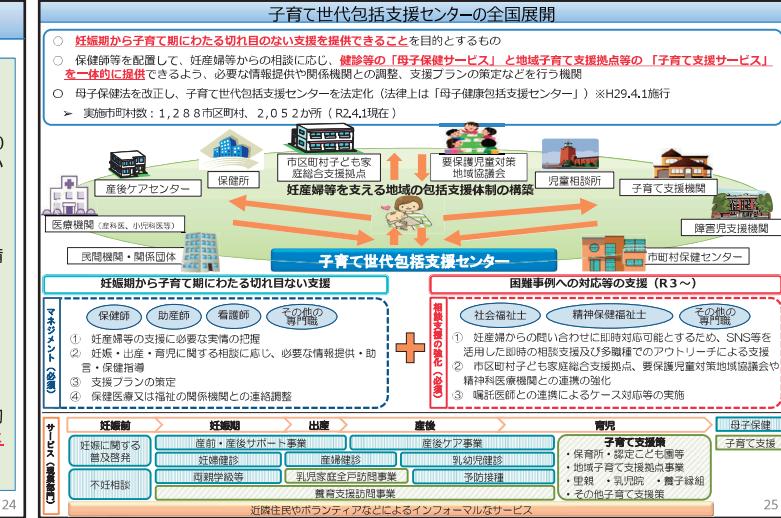
22



23

子育て世代包括支援センターの経緯

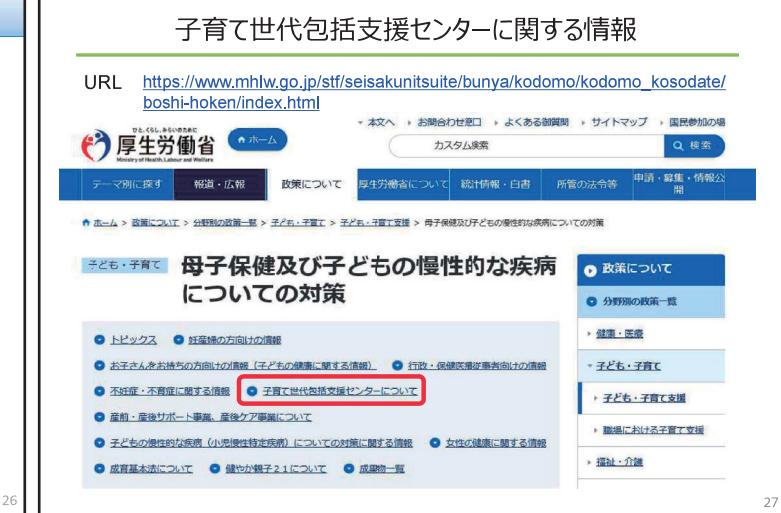
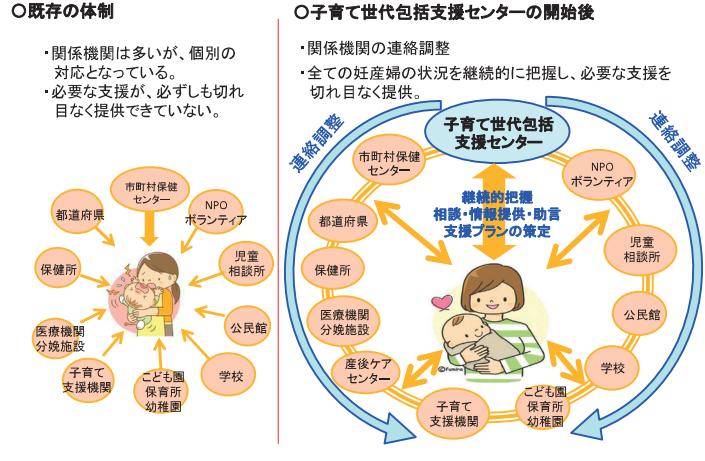
平成26年度	「妊娠・出産包括支援モデル事業」を29市町村において実施
平成26年12月27日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定
	「子育て世代包括支援センター」を、緊急の取組として50か所、2015年度中までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。
平成27年3月20日	「少子化社会対策大綱」閣議決定
	産休中の負担の軽減や産後ケアの充実を始め、「子育て世代包括支援センター」の整備などにより、切れ目ない支援体制を構築していく。
平成28年5月27日	「児童福祉法等の一部を改正する法律案」成立
	母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」は、平成29年4月1日施行
平成28年6月2日	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
	子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、 児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、令和2年度末(2020年度末)までの全国展開を目指す。



24

25

子育て世代包括支援センターのイメージ



26

27

子育て世代包括支援センターに関する情報

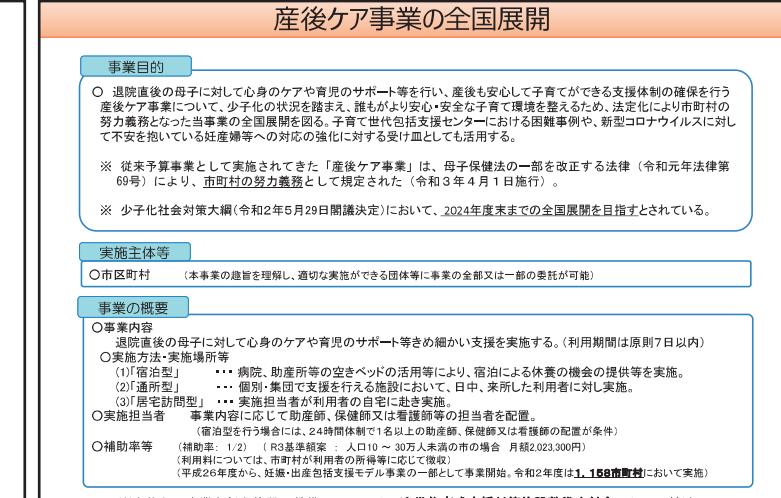
子育て世代包括支援センターについて

[PDF 子育て世代包括支援センター業務ガイドライン \[PDF形式: 2,266KB\]](#)

子育て世代包括支援センターの実施状況

子育て世代包括支援センター事例集

平成28年度は19市町村、令和元年度は31市町村の取組内容をご紹介しています。



※産後ケア事業を行う施設の整備については、**次世代育成支援対策設施整備交付金**において補助

28

29

産後ケア事業のイメージ

○事業内容

助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

○実施方法・実施場所等



※①～③のうち一部の実施も可能

30

産後ケア事業に関する情報

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) regarding postnatal care services. It includes a search bar, a navigation menu, and a sidebar for policy information.

子ども・子育て 母子保健及び子どもの慢性的な疾患についての対策

トピックス **妊娠地の方向けの情報**

お子さんをお持ちの方の情報(子どもの健康に関する情報) **行政・保健医療を担当する方向けの情報**

不育症・不育症に関する情報 **子育て世代支援センターについて**

産前・産後サポート事業・産後ケア事業について (This section is highlighted with a red box.)

子どもの慢性的な疾患(小児慢性特発疾患)についての対策に関する情報 **女性の健康に関する情報**

成育基本法について **健やか子育てについて** **成育物一覧**

31

産後ケア事業に関する情報

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

〔令和元年母子保健法改正関係〕

- 【法律】母子保健法の一部を改正する法律
- 【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 【命令】母子保健法施行規則の一部を改正する命令

○【周知通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について

- 【基準道府県】病院、診療所又は助産所と連携アシスターとの併設について

○【周知通知】母子保健法に基づく産後ケア事業を行つ施設の取扱いについて

- 【参考】母子保健法の一部を改正する法律(産後ケア事業の法定化)に関するQ&A(令和3年4月1日更新)

【ガイドライン】

- 【基準道府県】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月)【PDF形式: 554KB】
- 【基準道府県】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(平成29年8月)【PDF形式: 409KB】

【税制改正関係】

- 【基準道府県】「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」

【事例集】

- 会和3年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 710KB】
- 平成28年度産前・産後サポート事業事例集【PDF形式: 2,229KB】
- 平成28年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 2,398KB】
- 平成26年度妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集【PDF形式: 2,942KB】

自治体の取組や産後ケア実施状況について紹介しています。

32

産前・産後サポート事業

事業目的等

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい話し相手等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

- 市区町村 (本事業の主旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

- 身边に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥**多胎妊娠婦への支援** (多胎ビアサポート、多胎妊娠婦サポート等による支援(拡充))
- ⑦妊産婦等への育児用品等による支援
- ⑧**出産や子育てに悩む父親支援(新規)**

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ(パートナー)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス(参加)型」……公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師

- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)

○補助率等

- (補助率:1/2)

(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施)

33

多胎妊娠婦への支援の強化について

多胎妊娠への支援について、ビアサポート事業や、育児サポート等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポートを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

- ①**多胎妊娠婦サポート等事業（拡充）**：補助単価案：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
多胎妊娠婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増すことが考えられるることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。
- ②**多胎妊娠婦の妊婦健康診査支援事業（新規）**：補助単価案：1回5,000円（5回を限度）
多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

既存事業

<多胎妊娠婦サポート事業>

- 多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

<多胎妊娠婦サポート等事業>

- 多胎妊娠婦や多胎家庭のもとへ育児サポートーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。



新規・拡充事業

<多胎妊娠婦サポート等事業の拡充>

- 市町村の規模に応じて、サポートーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、市町村で実施しやすい環境を整えることにより、多胎家庭の負担軽減を図る。

<多胎妊娠婦の妊婦健康診査支援事業の創設>

- 多胎児を妊娠した方に对して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。



令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 – 多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究 –

○調査目的 市区町村における多胎児家庭等に関する子育て支援の状況を把握する

事例調査をもとに事例集を作成し、情報提供に資する

○実態調査概要

対象：1,741市町村 回収数は1,183件 (67.9%)

※1,183自治体のうち多胎児の出生届がなかった自治体 30.7%

結果：令和2年度（予定を含む）に多胎に配慮した制度・サービスをいずれも実施していない回答した自治体 60.0%

多胎児に配慮した制度・支援の内容

令和2年度に実施した（予定を含む）多胎に配慮した制度・サービス (%) (調査回答) (N=1183)



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

多胎児に特化したビアサポートの派遣 (%) (N=1183)



35

出産や子育てに悩む父親に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関する悩みに対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う際に係る費用の補助を創設する。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①**ピアサポート支援事業**：補助単価：月額55,400円

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

②**父親相談支援事業**：補助単価：月額154,800円

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



<ピアサポート支援事業>

- 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等や、子育て経験のある父親による相談支援を実施する。
- これらの交流会や相談支援を継続的に開催することで、子どもの発育や自らのライフステージに応じた相談や悩みの共有を行い、男性の育児参画に対する意識を醸成する。



<父親相談支援事業>

- 妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援を実施する。

36

今後の研修予定

日 程	内 容
10/ 5（火）	妊娠婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修
10/14（木）	予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修
10/19（火）	妊娠期からの児童虐待防止に関する研修
11/15（月）	不妊・不育相談支援研修
11/22（月）	児童福祉施設給食関係者研修
11/30（火）	母子保健における心理社会的側面からの支援研修

37

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一緒に「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とそのご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



38